



# ～ 就業支援金制度はじめました ～

社会福祉法人 標津福祉会では、標津町の助成制度をもとに、「就業支援金制度」を導入しました。

## 【支給要件】

- 介護従事者
- 雇用開始日以前 3 年間において標津町内の介護施設等に雇用されていない方。
- 常勤職員で、全てのシフトに対応できる方。
- 3 年以上従事すること。（3 年以内に退職された方は返還していただきます。）
- 市町村税等を滞納されていない方。

## 【支給額】

★募集人数に達した段階で終了することがあります。

|        | 就業支援金              |        |       |       | 住宅準備支援金 ※3<br>(他町からの転入者) |
|--------|--------------------|--------|-------|-------|--------------------------|
|        | 合計額 ※2<br>(3年分割支給) | 1年目就業時 | 2年経過時 | 3年経過時 |                          |
| 未経験者   | 30万円               | 10万円   | 10万円  | 10万円  |                          |
| 経験者 ※1 | 50万円               | 10万円   | 20万円  | 20万円  | 10万円加算                   |

※1：経験者：介護事業所等で 1 年以上経験のある方。 ※2：所得税等の控除対象。

※3：3 年以上、標津町内に生活拠点を持ち在住すること。



詳しくは、社会福祉法人 標津福祉会  
(電話:0153-82-1414)までお問い合わせ下さい。



以下は、ハローワークにて募集中の一例です。  求人事業所番号:0120-101012-4

## ■ 介護職 ■

【業務内容】 生活支援、介護ケア業務など

【勤務内容】 実働 8 時間のシフト制(1 ヶ月毎)

【勤務地】 特別養護老人ホーム標津はまなす苑、小規模多機能型居宅介護施設 陽だまり

|    | 正職員   |                               |
|----|---|-------------------------------|
|    | 介護福祉士   | 無資格者                          |
| 本俸 | 176,400円～(職歴換算有)<br>※業務手当、処遇改善手当含む  | 166,300円～(職歴換算有)<br>※処遇改善手当含む |
| 賞与 | 6月:1ヶ月、12月:2.1ヶ月  | 6月:10万円、12月:20万円              |
| 手当 | 土日祝日手当1,200円/日、夜勤手当4,800円/回、寒冷地手当(11～3月)、<br>住居手当、扶養手当、通勤手当、被服手当(年1回)、時間外手当 |                               |
| 待遇 | 退職金共済手当(法人負担有)、定期昇給有  |                               |



Social welfare corporation Shibetsu-Fukushikai

